第８節　　特別車両料金

（特別車両料金）

第 130 条　特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ　ロ及びハ以外の特別車両料金(A)

(ｲ) (ﾛ)、(ﾊ)、(ﾆ)、(ﾎ)、(ﾍ)、(ﾄ)、(ﾁ)及び(ﾘ)以外の特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	400 キロメートルまで	600 キロメートルまで	800 キロメートルまで	801 キロメートル以上
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

(ﾛ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・敦賀間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a　ｂ、ｃ、ｄ及びｅ以外の特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 4,190	円 5,400	円 5,400	円 5,600	円 6,600

b　グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上
料金	円 8,300	円 9,800	円 11,190	円 11,190	円 12,400	円 12,400	円 12,600	円 13,600

c　グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上
料金	円 4,450	円 5,950	円 7,340	円 7,340	円 8,550	円 8,550	円 8,750	円 9,750

d　プレミアムグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで
料金	円 2,800	円 4,300

e　E655 系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロメートル以上
料金	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a　b及びc以外の特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190

b　グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで
料金	円 6,800	円 8,300	円 9,690	円 9,690
営業キロ地帯	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートルまで	701キロメートル以上
料金	円 10,900	円 10,900	円 11,100	円 12,100

c　グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで
料金	円 3,400	円 4,900	円 6,290	円 6,290
営業キロ地帯	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートルまで	701キロメートル以上
料金	円 7,500	円 7,500	円 7,700	円 8,700

(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a　ｂ、ｃ、ｄ及びｅ以外の特別車両料金(A)

次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は500円とする。

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190

b　新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190

c　ＤＸグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
料金	円 2,080	円 4,760	円 6,150

d　特別急行列車或る列車号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	200キロメートルまで	201キロメートル以上
料金	円 2,800	円 4,190

e　特別急行列車36ぷらす３号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	150キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
料金	円 3,300	円 4,300	円 5,300

(ﾎ) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

東京・博多間の乗車区間に対して(ｲ)に定める料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して(ﾆ)のｂに定める料金とを合計した額とする。

(ﾍ) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a　ｂ及びｃ以外の特別車両料金(A)

第１号イの(ｲ)に定める料金

b　グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで
料金	円 8,300	円 9,800

c　グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで
料金	円 4,450	円 5,950

(ﾄ) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a　ｂ及びｃ以外の特別車両料金(A)

東京・新青森間の乗車区間に対して(ﾛ)のａに定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して(ｲ)に定める料金とを合計した額とする。

b　グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・新青森間の乗車区間に対して(ﾊ)のｂの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金とを合計した額とする。

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで
料金	円 6,800	円 8,300

c　グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・新青森間の乗車区間に対して(ﾊ)のｃの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金とを合計した額とする。

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで
料金	円 3,400	円 4,900

(ﾁ) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a　ｂ以外の特別車両料金(A)

第１号イの(ｲ)に定める料金

b　特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100キロメートルまで
料金	円 1,700

(ﾘ) スーペリアグリーン（２人用区画）に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで
２人で利用する場合の料金	円 3,500	円 5,000	円 6,390	円 7,600
１人で利用する場合の料金	円 7,000	円 10,000	円 12,780	円 15,200

（注）１人当りの料金とする。

ロ　新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(ｲ) (ﾛ)及び(ﾆ)以外の４人個室に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロメートル以上
料金	円 3,090	円 4,600	円 5,900	円 7,290	円 8,590

（注）１人当りの料金とする。

(ﾛ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a　E261系車両で運転する特別急行列車の個室

	設備定員４人	設備定員６人
１室当りの料金	円 11,200	円 16,800

b　100系「スペーシア」で運転する特別急行列車の個室

	設備定員４人
１室当りの料金	円 3,150

(ﾊ) (ﾛ)の規定にかかわらず、特別急行列車トランスイート四季島号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

a　ｂ以外の特別車両料金（A）

イの（ｲ）に定める額とする。

b　東日本旅客鉄道会社線内（ただし、蟹田・中小国間を除く。）の乗車区間に対する特別車両料金(A)

(a) スイート

	２人用個室
料　金	円 15,280

（注）１人当りの料金とする。

(b) ＤＸスイート（四季島スイート、デラックススイート）

	２人用個室
料　金	円 25,460

（注）１人当りの料金とする。

(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a　ｂ及びｃ以外の個室

次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は1,000円とする。

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
１室当りの料金 （設備定員４人）	円 2,600	円 5,600	円 8,380

b　特別急行列車ななつ星in九州号の個室

(a) スイート

営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上
１室当りの料金 （設備定員２人）	円 104,760	円 106,850	円 108,950	円 111,050

(b) ＤＸスイート

営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上
１室当りの料金 （設備定員３人）	円 125,720	円 127,810	円 129,900	円 132,000

c　特別急行列車36ぷらす３号の個室（２人用、４人用、６人用）並びに特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号の個室（６人用）（１人当たりの料金とする）

営業キロ地帯	150キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
料　金	円 4,500	円 5,500	円 6,500

(ﾎ) 特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A)（１人当りの料金とする。）

a　ロイヤルシングル

	１人用個室
料　金	円 137,500

b　ロイヤルツイン

	２人用個室
料　金	円 91,670

c　ザ・スイート

	２人用個室
料　金	円 366,670

d　ａに規定する個室に対して１名を超えて利用する場合、その超える人員（最大１名）ごとに 35,650 円とする。

e　ｃに規定する個室に対して２名を超えて利用する場合、その超える人員（最大２名）ごとに 95,740 円とする。

(ﾍ) 特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号の個室に対して適用する特別車両料金（A）（１人当たりの料金とする。）

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	400 キロメートルまで	600 キロメートルまで	800 キロメートルまで	801 キロメートル以上
料　金	円 4,360	円 5,860	円 7,240	円 8,450	円 9,660	円 10,850

(ﾄ) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

	設備定員８人
１室当りの料金	円 33,600

ハ　第 58 条第 12 項の規定により発売する区画に対して適用する１人当りの特別車両料金(A)

(ｲ) (ﾛ)以外の特別車両料金(A)

イの(ｲ)に定める額とする。

(ﾛ) スーペリアグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

イの(ﾘ)に定める額とする。

(2) 特別車両料金(B)

イ　ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	151キロメートル以上
料金	円 1,010	円 1,260	円 1,810	円 1,990

ロ　九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ地帯	50キロメートルまで	51キロメートル以上
料金	円 780	円 1,000

ハ　東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、中央本線中東京・大月間、青梅線中立川・青梅間、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金（B）（ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。）

(ｲ)(ﾛ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	101キロメートル以上
料金	円 1,010	円 1,260	円 1,810

(ﾛ) 東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B)
750円とする。

ニ　「ひなび」車両及び「SATONO」車両で運転する列車並びに東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

営業キロ地帯	150キロメートルまで	151キロメートル以上
料金	円 2,000	円 3,000

ホ　削除

ヘ　東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B)（自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。）を除く。

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	151キロメートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ト　西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

(ｲ) (ﾛ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	151キロメートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

(ﾛ) 「ＳＬやまぐち号」車両又は「ＤＬやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

2,500円とする。

チ　四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	151キロメートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

リ　西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	151キロメートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

2　第58条第３項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラスを使用する区間が複数となるときであって、最初のグランクラス使用区間から最後のグランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス（第１号ニ、第２号ニ、第３号ニ又は第４号ニに規定する場合にあっては、グランクラス(A)）の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。

(1)　東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・敦賀間の新幹線停車駅

相互発着となる場合

イ　グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のｂに定める料金とする。

ロ　グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のａに定める料金と、グランクラスを使用する区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のｂに定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のａに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

ハ　グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のａに定める料金と、グランクラスを使用する区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のｃに定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のａに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

ニ　グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

前ロの規定により計算した額とする。

(2) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互発着となる場合

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する、前項第１号イの(ﾊ)のａ、同(ﾊ)のｂ若しくはｃの表に定める料金又は次に定める料金とを合計した額とする。

イ　グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合

前項第１号イの(ﾊ)のｂの表に定める料金

ロ　グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第１号イの(ﾊ)のａの表に定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ﾊ)のｂの表に定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ﾊ)のａの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ハ　グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第１号イの(ﾊ)のａの表に定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ﾊ)のｃの表に定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ﾊ)のａの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ニ　グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前ロの規定により計算した額

ホ　イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第１号イの(ハ)のａの表に定める料金を適用する場合の他方の乗車区間に対する額

前号の規定を適用して計算した額

(3) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合

イ　グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第１号イの(ヘ)のｂに定める料金とする。

ロ　グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第１号イの(ヘ)のａに定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ヘ)のｂに定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ヘ)のａに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

ハ　グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第１号イの(ヘ)のａに定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ヘ)のｃに定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ヘ)のａに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

ニ　グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

前ロの規定により計算した額とする。

(4) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互発着となる場合

東京・新青森間の乗車区間に対する前項第１号イの(ロ)のａ、同(ハ)のｂ若しくはｃの表に定める料金及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する前項第１号イの(イ)、同(ト)のｂ若しくはｃの表に定める料金又は次に定める料金を合計した額とする。

イ　グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合

前項第１号イの(ハ)のｂ又は同(ト)のｂの表に定める料金

ロ　グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第１号イの(イ)又は同(ロ)のａの表に定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ハ)のｂ又は同(ト)のｂの表に定める料金から同区間に対する前項第１号イの(イ)又は同(ロ)のａの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ハ　グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第１号イの(ｲ)又は同(ﾛ)のａの表に定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ﾊ)のｃ又は同(ﾄ)のｃの表に定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ｲ)又は同(ﾛ)のａの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ニ　グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前ロの規定により計算した額

ホ　イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第１号イの(ｲ)又は同(ﾛ)のａの表に定める料金を適用する場合の他方の乗車区間に対する額

第１号又は前号の規定を適用して計算した額

３　第 58 条第５項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、急行列車の特別車両の乗車区間に対する特別車両料金(A)とする。

４　第 58 条第６項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 次号以外の場合

新幹線の区間の営業キロと新幹線以外の区間の営業キロを合算したものに対して第１項第１号に定める料金を適用した額とする。

(2) グランクラスとグランクラス以外の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

新幹線の区間の営業キロと新幹線以外の区間の営業キロを合算したものに対して第２項の規定を準用して計算した額とする。

５　第 58 条第７項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 東京・博多間の新幹線停車駅相互間又は博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合

第１項第１号イの規定により計算した額とする。

(2) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合

第１項第１号イの規定により計算した、東京・博多間の乗車区間に対する特別車両料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する特別車両料金とを合計した額とする。

６　第 58 条第 11 項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、新幹線の特別急行列車の特別車両の乗車区間に対して第１項第１号イの(ﾛ)のａ、ｂ若しくはｃの表に定める料金又は第２項の規定により計算した料金と、新幹線以外の特別急行列車の特別車両の乗車区間に対して第１項第１号イの(ｲ)の表に定める料金とを合計した額とする。

第 131 条　削除

第 132 条　削除

（団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金）

第 133 条　団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額（貸切旅客の場合は、特別車両料金）とする。

２　前項の規定によるほか、臨時列車を利用する団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金の計算方は、別に定めることがある。

第 134 条　削除

第 135 条　削除